

入札参加資格審査申請書の変更の届出が必要な変更事項・提出書類一覧

申請内容に変更が生じた場合は、変更届に次の書類を添付して郵送又は持参してください。

●○＝必要書類 ▲△＝変更ある場合必要 (●▲＝原本 ○△＝写しでも可)

提出書類 変更事項	変更届	委任状	登記簿謄本 (法人の場合のみ)	身分証明書 (個人事業者の場合のみ)	印鑑証明書	使用印鑑届	納税証明書 (法人の場合)	納税証明書 (個人の場合)	入札参加希望業種の一覧	建設業許可変更届出書(建設工事)	コンサルタント業務登録の変更届出書(コンサルタント業務)
商号又は名称(委任先なし)	●		○		○	▲※1					
商号又は名称(委任先あり)	●	●	○		○	▲※1					
代表者・役職名(委任先なし)	●		○	○	△※2	▲※1		○			
代表者・役職名(委任先あり)	●	●	○	○	△※2	▲※1		○			
本社所在地	●		○								
電話番号、FAX番号	●										
委任先以外の営業所の名称及び所在地	●		△※3								
委任先以外の営業所の代表者・役職名	●										
委任先の商号・名称・代表者・役職名・所在地	●	●	△※3			▲※1				△	△
委任先の電話番号、FAX番号	●										
使用印鑑	●	▲			△※2	●					
実印	●				○						
入札参加希望業種の削除	●								○		
許可業種(建設工事)	【※4】参照										
登録部門(測量・建設コンサルタント等業務)	【※4】参照										
許認可(物品・役務)	【※4】参照										
技術職員の増減	【※5】参照										

・建設工事の経営事項審査の更新については、当初の入札参加資格申請から格付の変更を行わないため、変更の届出は不要です。

・証明関係書類は変更届の提出日付から3か月以内に発行されたものをご提出ください。

※1：該当の変更事項の変更に伴い、使用印鑑に変更がある場合はご提出ください。 ※2：該当の変更事項の変更に伴い、実印に変更がある場合はご提出ください。

※3：登記簿謄本の記載内容に変更がある場合はご提出ください。

【※4：許可業種（建設工事）、登録部門（測量・建設コンサルタント等業務）、許認可（物品・役務）に係る変更】

●○＝必要書類 ▲△＝変更ある場合必要 （●▲＝原本 ○△＝写しでも可）

提出書類 変更事項	変更届	建設業廃業届、建設業許可変更届出書の写し（建設工事）	建設業許可申請書類の写し（建設工事）	登録又は削除通知の写し（コンサルタント業務）	許認可の取消・廃止が確認できる書類（物品・役務）
許可業種の全部廃業、一部廃業（建設工事）	●	○			
建設業許可の許可区分（一般建設業から特定建設業への変更、特定建設業から一般建設業への変更）（建設工事）	●		○		
部門登録の削除（測量・建設コンサルタント等業務）	●			○	
許認可の取消・廃止（物品・役務）	●				○

◇届出が不要の変更事項

・許可業種・登録部門・許認可に変更のない更新 ・許可業種の追加 ・登録部門の追加 ・許認可の追加

【※5：建設工事の水道施設工事を希望する者のうち、配水管布設工事の入札への参加を希望し「配水管技能者等職員調書」を提出している場合で、同調書に係る技術職員に変更がある場合のみ変更の届出が必要】

●○＝必要書類 ▲△＝変更ある場合必要 （●▲＝原本 ○△＝写しでも可）

提出書類 変更事項	変更届	変更後の配水管技能者等職員調書	公益社団法人日本水道協会の配水管技能者証	POLITECの施行講習会の受講証	雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）
技術職員の増減	●	○	○	○	○

◇届出が不要の変更事項

・建設工事で「配水管技能者等職員調書」に関係のない技術職員の増減
・コンサルタント業務の技術職員の増減